

ポータルサイト各社で違反物件情報を共有

ポータルサイト広告適正化部会では、インターネット広告の適正化を図るための方策を順次、実施しています。おとり広告や不当表示の未然防止および、これらの広告などによるエンドユーザーに対する被害拡大を防止するため、違反物件情報などを共有し、その情報にかかる物件の掲載があれば削除いただくなどの対策を講じています。会員の皆さまにおかれましては、登録ルールの遵守、情報メンテナンスにご協力をお願いします。

2023年2月～2023年4月にポータルサイト広告適正化部会で
275件の違反物件情報が共有されました。

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例①

	東京都知事免許（1）
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 4物件	1 おとり広告（契約後又は入居後、長いもので5か月以上、短いもので23日間継続して広告）（4件） 2 「駐輪場」⇒利用料不記載（1件）

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第337号(2023年2月号)より抜粋
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2023/02/tsushin337.pdf>

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例②

	栃木県知事免許（2）
措置	警告
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
新築住宅 1物件	「エアコン2台プレゼントキャンペーン実施中」、「当社にてご成約されたお客様にご新居での生活必需品であるエアコン（洋室2部屋分）をプレゼントしております!」と記載し、購入者に、エアコン2台（119,600円相当）をプレゼント ⇒媒介である自社が提供するものであるが、提供できる景品の限度額は、物件価格の消費税を考慮しないとしても62,667円（媒介報酬限度額の10%又は100万円のいずれか低い方）であるため提供不可

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第339号(2023年4月号)より抜粋
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2023/04/tsushin339.pdf>

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例③

	神奈川県知事免許（4）
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 7物件	1 おとり広告 (1) 契約済みで取引できない物件であるのに、新規に情報公開し、6か月以上継続して広告(1件) (2) 契約後又は入居後、長いもので7か月間、短いもので約3か月間継続して広告(6件) 2 「〇〇駅 徒歩5分」、「駅まで5分以内」⇒23分(1件) 3 ルームクリーニング費用不記載(1件) 4 損害保険料を必要とする旨不記載(2件) 5 「家賃保証 利用可(相談)」⇒家賃保証会社の利用が取引の条件(1件) 6 「駐輪場(バイク可)」⇒バイクをとめる場合には利用料が必要(1件)

首都圏不動産公正取引協議会の措置事例④

	東京都知事免許（2）
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 10物件	1 「保証金 16.7万円」、「敷引・償却 -」⇒保証金は全額償却(1件) 2 鍵交換費用(9件)、24時間サポート費用(4件)、ルームクリーニング費用(3件)、エアコン清掃費用(2件)及び室内抗菌費用(1件)不記載 3 家賃保証料について、「総賃料の40%から」等 ⇒ 毎月の保証料又は2年目以降の家賃保証料不記載(10件) また、実際の家賃保証料の最低料率は月額賃料と共益費の合算額の50%(5件) 4 「損保 -」⇒損害保険への加入が必須であり、損害保険料が必要(1件) 5 「駐輪場」⇒利用料が必要(2件) 6 「構造 鉄骨鉄筋」⇒鉄骨造(1件)

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第338号(2022年3月号)より抜粋
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2023/03/tsushin338.pdf>

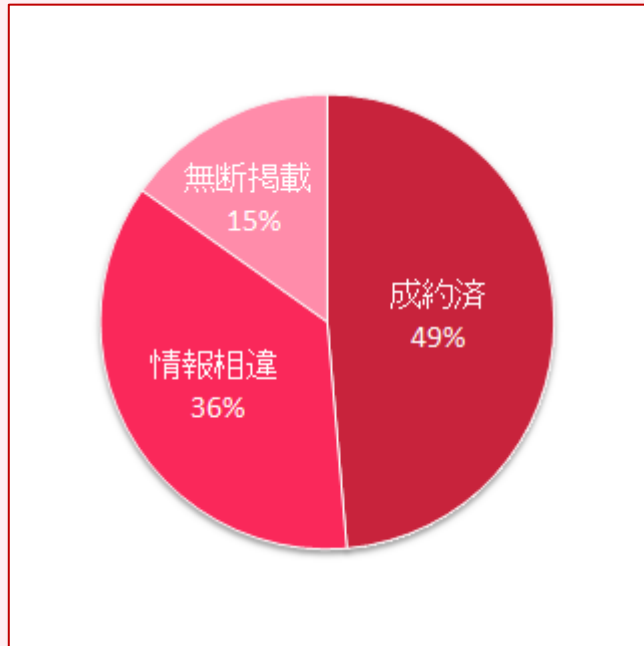
at home

お問合せは
カスタマーセンター ナビダイヤル:0570-01-1967
またはTel.045-330-3410まで

情報審査活動報告と違反事例

2023年2月～2023年4月のご指摘の割合

2023年2月～2023年4月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主なご指摘（成約済、情報相違、無断掲載）の割合は以下のとおりです。
アットホームでは正確な物件情報を公開するために、週に1回以上、物件情報の内容確認と最新情報への更新をお願いしています。
成約済（申込済）の物件は、次回更新日にかかわらず判明した時点で非公開をお願いします。



2023年2月～2023年4月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主な指摘内容の割合

直近の違反事例

当社ではご指摘への対応、掲載物件の調査を行っています。
以下は当社規定による主な違反事例です。

■ A社

物件種別	売買居住用1物件
違反概要	・成約済物件の4カ月以上の公開

■ B社

物件種別	賃貸居住用1物件
違反概要	・広告掲載未許可 ・画像転載未許可

■ C社

物件種別	賃貸居住用1物件
違反概要	・成約済物件の3カ月以上の公開

■ D社

物件種別	賃貸事業用1物件
違反概要	・成約済物件の2カ月以上の公開

■ E社

物件種別	売買居住用1物件
違反概要	・広告掲載未許可